



**地域衛星通信ネットワーク担当課長会
役員等の選出方法・選出ローテーションについて
(意見照会)**

平成30年3月5日

地域衛星通信ネットワーク担当課長会



意見照会の内容

(役員等の選出方法について)

1. 地域衛星通信ネットワーク担当課長会の役員については、この度議決いただいた「役員の選任について」において、現役員（幹事・監事）の任期が本年6月末日までとされたところである。このことを踏まえ、次期役員の選出を行う必要があるが、今後の役員等の選出にあたっては、選出方法及びローテーション等について、正会員の合意によりこれを定め、次回全体会議において「申合せ事項」として確認の上申合せを行い、この申合せに基づき運営を行うこととしたい。

2. 検討事項（意見を求める事項）
 - (1) 役員（幹事・監事）の選出について (P.2)
 - ① 選出方法
 - ② 選出に係るローテーション
 - (2) 議長の選出について (P.3)
 - ① 選出方法
 - ② 選出に係るローテーション
 - (3) 「申合せ事項」の作成について (P.4)
 - ① 盛り込むべき内容（作成イメージをP.5～7で提示）

3. 本件に係る今後の予定

3月5日	意見照会の実施（今回の照会）
4月上旬	意見を踏まえた「申合せ事項（案）」の作成・照会 ※「平成30年度事業計画（案）」「平成30年度予算（案）」と併せて照会
5月中旬	上記に係る意見集約・合意
6月初旬	全体会議で「申合せ事項」を確認後、次期役員の選出手続を実施 以降、6月末までに所要の事務手続を実施





検討事項

I 役員（幹事・監事）の選出について

1. 役員を選出方法について

(1) 基本的考え方

- ・ 予めブロック毎に定められたローテーションに則り、輪番制で役員を選出。
- ・ ブロック内正会員の合意により、再任や順序の変更、特定団体への固定等を行うことができる。

(2) 選出方法

- ・ 役員委嘱期間の前年度の全体会議（6月初旬開催）において選出手続を実施（予め内諾を含めた事務的な準備を行い、議案として用意する）。

2. 役員を選出に係るローテーションについて

(1) 基本的考え方

- ・ 輪番に係る公平性を確保するため、6～7期（次期を「第2期」とする。1期2年、12～14年）で、全正会員が役員（幹事又は監事）を一巡するローテーションとする（第2期～第8期）。
- ・ 上記を達成するため、監事については、8団体以上で構成するブロック（関東・甲信越(10団体)、中国・四国(9団体)、九州(8団体)）から選出する。

(2) ローテーションの作成イメージ

- ・ 事務局で幹事・監事を織り交ぜたローテーション（案）を作成し、必要に応じブロック内で調整する。
- ・ ローテーション（案）は、一巡目（近畿及び九州ブロックの幹事：第2期～第7期、その他のブロックの幹事及び監事：第2期～第8期）についてのみ定める。二巡目以降は、第6期終了後、各ブロックで協議の上これを定める。
- ・ 第2期～第8期における監事の割当ては、①関東・甲信越（3回）、②中国・四国及び九州（各2回）とする。
- ・ ローテーションに係る具体的イメージを、「申合せ事項（例示）」（P.6～7）に示す。





検討事項

Ⅱ 議長の選出について

1. 議長の選出方法について

(1) 基本的考え方

- ・ 全体会議と幹事会の議長は、課長会の円滑な運営の観点を踏まえ、同一人とする（幹事から選出）。

(2) 選出方法

- ・ 全体会議で役員選出後、最初に開催される幹事会において選出手続を実施。

2. 議長の選出に係るローテーションについて

(1) 基本的考え方

- ・ ブロックによる輪番制とする。

(2) ローテーションの作成イメージ

- ・ 「役員ローテーション（案）」を作成の際、議長を充てたローテーションとして案を作成・提示（P.7参照）。必要に応じ役員で調整する。

3. 議長代理について

- ・ 議長が職務を遂行できない場合（公務・事故等による全体会議・幹事会の欠席等）の対応を念頭に、予め議長代理を選出する。なお、議長代理は会則に規定がないので、「申合せ事項」で確認する。
- ・ 議長代理については、議長以外の幹事の中から選出することとし、議長同様、「役員ローテーション（案）」に含めて提示する（P.7参照）。必要に応じ役員で調整する。





検討事項

Ⅲ 「申合せ事項」の作成について

1. 「申合わせ事項」の作成について

- ・ 前記Ⅰ・Ⅱについて、「申合わせ事項」として文書を作成し、次回全体会議で確認の上、申し合わせる。
- ・ 「申合わせ事項」に係る文書は、事前に意見照会を実施する（4月に「平成30年度事業計画（案）」・「平成30年度予算（案）」と併せて意見照会を実施。）。

2. 「申合せ事項」作成イメージ

- ・ 「申合せ事項」の作成イメージをP.5以降に示す。
- ・ 記載事項は以下のとおり
 - ① 役員（幹事及び監事）の定数
 - ② 幹事の選出方法及び選出ローテーション
 - ③ 監事の選出方法及び選出ローテーション
 - ④ 議長の選出方法及び選出ローテーション（議長代理の選出ローテーションも含め記載）

（留意）この作成イメージにおけるローテーション（P.6～7）においては、個別の事情等は考慮せず、単純に都道府県を建制順に配列しております。

例えば、地域性が異なると思われる団体で構成されているブロック（例：東海・北陸、中国・四国）に係る順序のあり方について、該当する団体のご意見をいただきたいと存じますが、その他、お気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

4月以降、「申合せ事項（案）」の作成時において参考とさせていただきます（その際は、当該ご意見を事務局にいただくとともに、団体が属するブロックの幹事県に同報いただきますよう併せてお願い申し上げます。）。





「申合せ事項」の作成イメージ

1. 地域衛星通信ネットワーク担当課長会（以下「課長会」という。）の幹事の定数は地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則第5条第2項別表に定めるブロック毎に1名（計6名）、監事の定数は1名とする。
2. 幹事の選出
 - （1）幹事選出の順序は、別表1に定める各ブロックにおける順序とする。
 - （2）任期途中において、幹事が人事異動等により交替した場合は、後任者が残任期間、幹事の任に当たるものとする（監事及び議長並びに議長代理において同じ）。
3. 監事の選出
 - （1）監事は、別表1の東地区C及び西地区A並びに西地区Cから選出する。
 - （2）第2期から第8期までの監事の割当ては、東地区Cは3回、その他の地区は2回とする。
4. 議長の選出
 - （1）全体会議の議長（以下「議長」という。）は、幹事をもって充てるものとし、別表1の西地区から東地区の順番にあたるものとする。この場合の議長選出の順序は、各地区ともA B C順に定めたブロックの順序とする。
 - （2）議長は幹事会の議長を兼ねるものとする（（4）において同じ。）。
 - （3）課長会に議長代理を置く。
 - （4）議長代理は、議長がやむを得ない理由により職務を遂行できない場合において、議長の職務を代行する。
 - （5）議長代理は議長以外の幹事をもって充てるものとし、別表1の東地区から西地区の順番にあたるものとする。この場合の議長選出の順序は、東地区はB C A順、西地区はC A B順に定めたブロックの順序とする。
5. 当面のローテーション
 - （1）当面のローテーションは、第2期から第8期まで（近畿及び九州ブロックは第7期まで）定めることとし、別表2のとおりとする。
 - （2）役員及び議長の再任及び順序の変更については、その都度協議する。
 - （3）（1）以降のローテーションは、第6期終了時に協議の上これを定める。



「申合せ事項」の作成イメージ

別表1 ブロック東地区、西地区の区分

地区	順	ブロック名	都道府県名
東地区	A	東海・北陸	愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県
	B	北海道・東北	宮城県、秋田県、山形県、福島県、北海道、青森県、岩手県
	C	関東・甲信越	東京都、新潟県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、千葉県
西地区	A	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	B	近畿	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県
	C	中国・四国	山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県

《上記別表作成の考え方》

- ・今次（第1期）の役員県（幹事・監事）を最後尾に配列し、建制順序で、当該県の直後の団体を冒頭に配列。以下、建制順に配列。
- ・今次の議長（千葉県）及び議長代理（広島県）が属するブロックを最後尾（C）に配列。建制上当該ブロックの次位に位置するブロックを冒頭（A）に配列。
- ・ブロック及び都道府県の順序は、協議により変更できるものとする。

「申合せ事項」の作成イメージ

別表2 当面の選出口ーテーション（役員・議長・議長代理）

		期 (年度)	第2期 (30・31)	第3期 (32・33)	第4期 (34・35)	第5期 (36・37)	第6期 (38・39)	第7期 (40・41)	第8期 (42・43)
地区	順	議長・議長代理 ブロック名	西A・東B	東A・西C	西B・東C	東B・西A	西C・東A	東C・西B	西A・東B
東 地 区	A	東海・北陸	愛知県	三重県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県
	B	北海道・東北	宮城県	秋田県	山形県	福島県	北海道	青森県	岩手県
	C	関東・甲信越	東京都	山梨県	長野県	茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県
西 地 区	A	九州	福岡県	佐賀県	熊本県	大分県	宮崎県	沖縄県	(二巡目)
	B	近畿	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	大阪府	和歌山県	(二巡目)
	C	中国・四国	山口県	徳島県	香川県	高知県	鳥取県	島根県	広島県
監 事			東C	西A	西C	東C	西A	西C	東C
			新潟県	長崎県	愛媛県	栃木県	鹿児島県	岡山県	千葉県

《上記別表作成の考え方》

- ・別表1を踏まえ、都道府県を建制順に割振り。監事該当ブロックは、当該期に幹事に割り振られた次位の都道府県を割振り。以降、幹事の割当時に於いて繰り上げ。
- ・議長・議長代理は、各々の時期的な割当てが等間隔になるよう各地区の順番を設定。
- ・第8期（西A・西B）及び第9期（その他のブロック）以降の割振りは、第6期終了後に協議の上、改めて「申合せ事項」を作成し確認する。



(参考) 検討の前提事項

(現状の確認)

○地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則（抄）

(役員)

第5条 本会に役員として幹事若干名及び監事を置く。

- 2 幹事は別表に掲げるブロックごとに、分担金（均等割）を支出している都道府県の中から互選により選出し、本会の企画運営にあたる。
- 3 監事は正会員の中から互選により選出し、本会の業務及び会計の状況を監査する。
- 4 役員任期は、2年とする。

※別表をP.9に掲載

(全体会議)

第6条 全体会議は定例会及び臨時会とする。

- 2～3 略
- 4 全体会議の議長は、正会員の互選による。
- 5～7 略

(幹事会)

第7条 第3条の事業の企画運営を行うため、必要に応じ第5条に掲げる幹事による幹事会を開催する。

- 2 幹事会の議長は、幹事の互選による。
- 3～5 略



(参考) 検討の前提事項

(現状の確認)

(別表) 第5条第2項関係

地区	ブロック名	都道府県名
東地区	北海道・東北ブロック	北海道、青森県、 岩手県 、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関東・甲信越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県 、東京都、 神奈川県 、新潟県、山梨県、長野県
	東海・北陸ブロック	岐阜県、 静岡県 、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
西地区	近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
	中国・四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県 、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県

赤字は現行の幹事。青字は現行の監事。任期は平成28年7月25日～平成30年6月30日（予定）。



(参考) 次期役員について

1. 役員構成

- ・ 幹事 6 名（各ブロックから 1 名選出）、監事 1 名（正会員から選出）

2. 任期：平成 30 年 7 月 1 日 ～ 平成 32 年 6 月 30 日

3. 任期中の主な役割

- ・ 会則第 3 条に掲げる事業の企画運営

① 幹事会への出席

- ・ 年 3 回程度開催。旅費は課長会予算から支給。
- ・ 事業計画・予算等の審議を行うほか、ラスコムネットの運営に関する意見交換を実施

② 有識者会議への参画

- ・ 現委員の任期は、平成 31 年 3 月末迄（2 年間）であるが、7 月で都道府県選出委員を差替える方向で調整（新旧幹事による協議を前提とする）。
- ・ 監事の希望があれば、有識者会議への参画を認める（幹事同様「有識者」としての参画）。
- ・ 当面の検討事項：次世代システムの整備・運用に係る検討がメイン。
- ・ 有識者会議（親会）の他、「次世代システム検討部会」に参画（年 6 回程度開催）。親会は幹事本人（又は幹事が指名する管理職相当の者）、部会は担当者相当の者に委嘱。

（注）必ずしも幹事団体 = 委員である必要はなく、ブロック内での選任も可。現行は、経費節減の理由から、同一団体に委嘱するとともに、幹事会と有識者会議を同日に開催。

③ 会計監査の実施（監事）

- ・ 課長会予算の執行状況（決算）について、会計監査を実施（7 月頃）。

